

資料 1 - 3 協議会等

名 称	設置年月日	所 掌 事 務	構 成
吉野熊野国立公園協会	S11. 2. 1	公園の健全な発展及び国立公園思想の普及を図るとともに国民の保健、休養、教化の促進に寄与すること。	三重県、和歌山県、奈良県、吉野町、交通会社
伊勢志摩国立公園協会	S22. 8. 7	伊勢志摩国立公園の健全な発展を図り、併せて産業の開発に資すること。	三重県、関係市町、観光協会、交通会社
三重県公害保健医療研究協議会	S42. 12. 16	四日市地域における大気汚染の人体影響に関する調査研究等を行い、公害保健医療対策を確立すること。	三重県、四日市市、四日市医師会、三重大学
鈴鹿国定公園協会	S43. 9. 10	公園の自然環境の保全、利用の促進及び管理の万全を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資すること。	三重県、滋賀県、関係市町、交通会社
伊勢湾総合対策協議会	S45. 12. 8	伊勢湾及びその周辺地域の総合的発展と環境保全を図るため、調査研究及び連絡協議すること。	三重県、愛知県、岐阜県、名古屋市
室生赤目青山国定公園協会	S45. 12. 22	公園の健全な発展を期するとともに関係機関の連絡調整を図ること。	三重県、奈良県、関係市町村、交通会社
鈴鹿川浄化対策促進協議会	S46. 9. 9	鈴鹿川水域の浄化を図るため、総合的、一体的な計画の推進と協力体制を強化し、水質の保全と生活環境の保護に寄与すること。	国の関係機関、三重県、四日市市、鈴鹿市、亀山市、
淀川水質汚濁防止連絡協議会	S46. 9. 21	淀川水系の河川及び水路について水質を調査し、その実態を把握するとともにその汚濁の機構を明らかにし、流域の水管理上必要な水質管理の方法並びに汚濁対策について検討し、相互に連絡調整をはかることにより、淀川の水質改善の実効をあげること。	国の関係機関、三重県、大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、関係市、(独)水資源機構関西支社、阪神水道企業団 (財)河川情報センター

木曾川水系水質保全連絡協議会	S47. 8. 28	木曾川水系の河川及び水路に係る水質保全に関する各関係機関相互の連絡調整を図ること。	国の関係機関、三重県、愛知県、岐阜県、長野県、名古屋市、水資源機構中部支社
三重県北伊勢地盤沈下防止対策連絡協議会	S49. 11. 1	北伊勢地方における著しい地盤沈下に対して、関係行政機関と連携し、総合的かつ効果的な対策を広域的に推進すること。	三重県、関係市町、四日市港管理組合
熊野川水質汚濁防止連絡協議会	S53. 2. 3	新宮川水系の河川及び貯水池等に係る水質汚濁防止に関する各関係機関相互の連絡協議を行うこと。	国の関係機関、三重県、和歌山県、奈良県、関係市町村
三重四水系水質汚濁対策連絡協議会	H3. 1. 18	鈴鹿川、雲出川、櫛田川、宮川の河川及び水路に係わる水質保全に関する各関係機関相互の連絡調整を図ること。	国の関係機関、三重県、流域市町、水資源機構
三重県自動車交通公害対策推進協議会	H5. 7. 9	三重県における自動車交通公害防止対策の総合的な推進を図ること。	国、三重県等の関係行政機関及び日本道路公団等の関係事業者団体
伊勢志摩国立公園自然ふれあい推進協議会	H10. 11. 20	伊勢志摩国立公園の適切な利用の促進を図り、併せて自然の保護に資すること。	国、三重県、関係市町
環境創造活動を進める三重県民の会	H12. 7. 21	県民、事業者、行政が一体となって組織的な統一行動により環境県民運動を展開すること。	県民、事業者、行政の代表
企業環境ネットワーク・みえ	H12. 11. 27	企業と行政、企業間の環境を軸にしたネットワークを形成し、相互の情報交換を重ねながら、企業活動と環境保全活動の調和した「循環型経済システム」の構築に寄与すること。	三重県、県内 I S O 14001 認証取得企業等

みえ・グリーン購入倶楽部	H15. 1. 14	環境への負荷ができるだけ少ない商品やサービスを優先的に購入するグリーン購入を県内に広く普及することにより、循環型社会の構築に寄与すること。	三重県、グリーン購入に関心を有する事業者、市町、NPO等
伊勢湾再生推進会議	H18. 2. 2	閉鎖性水域である伊勢湾の再生を図るため、伊勢湾再生への取組と地域活性化の醸成に重点を置いた総合的な「伊勢湾とその流域の環境改善」のための「伊勢湾再生行動計画」を推進するとともに定期的なフォローアップをおこなうこと。	国の関係機関、岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市、名古屋港管理組合、四日市港管理組合